

自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況

資料5

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|----------------------------------|------------------------|--|
| 1 自殺の実態を明らかにする取組 | | |
| (1) 実態解明のための調査の実施 | 厚生労働省 (平成27年度まで内閣府) | <p>○自殺多発地域における現状や地域で行われている様々な取組を把握し、自殺多発地域における自殺対策と国による支援の在り方を検討するため、「自殺多発地域（ハイリスク地）支援の在り方に関する調査」を実施（平成25年度）</p> <p>○自殺報道の実態を把握するとともに、自殺報道に関する諸外国の取組の動向を把握するため、「自殺報道の影響と取組に関する調査研究」を実施（平成26年度）</p> <p>○遺族が不利益を被ることがないよう、裁判等により示されている法律的な考え方や損害賠償等の現状等を把握し、その周知を図るために、「自死遺族が直面するいわゆる心理的瑕疵物件をめぐる空き室損害問題に関する判例等調査」を実施（平成26年度）</p> |
| | 厚生労働省 | <p>厚生労働科学研究費補助金「疾病・障害対策研究分野」において、</p> <p>①「自殺総合対策大綱に関する自殺の要因分析や支援方法等に関する研究」</p> <p>②「学際的・国際的アプローチによる自殺総合対策の新たな政策展開に関する研究」</p> <p>③「自殺対策のための効果的な介入手法の普及に関する研究」</p> <p>④「自殺の原因分析に基づく効果的な自殺防止対策の確立に関する研究」を実施。</p> |
| (2) 情報提供等の充実 | 厚生労働省 (平成27年度まで内閣府) | 「地域における自殺対策取組事例集」の作成・公表を実施（平成24年～27年度） |
| | 厚生労働省 | 自殺総合対策推進センターにおいて、Webサイト「いのち支える」で、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する観点から、自殺の現状、国・地方自治体の自殺対策、統計、研究情報等のタイムリーな情報発信を実施。 |
| (3) 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進 | 厚生労働省 | <p>○自殺総合対策推進センターに新たに自殺未遂者・遺族支援等推進室を設け、自殺未遂者・遺族支援に関する調査研究を実施。</p> <p>○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」において、「自殺総合対策大綱に関する自殺の要因分析や支援方法等に関する研究」等を実施。</p> |

| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|--|----------------------------|--|
| (4) 児童生徒の自殺 予防等についての調査 の推進 | 文部科学省 | <p>○児童生徒の自殺について、その特徴や傾向等を分析しつつ、児童生徒の自殺予防の在り方に関する調査研究を実施。</p> <p>○学校における自殺予防教育導入の手引である「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」について取りまとめ、公表した。(平成26年7月)</p> |
| (5) うつ病等の精神 疾患の病態解明及び診 断・治療技術の開発 | 厚生労働省 | <p>厚生労働科学研究費補助金「疾病・障害対策研究分野」において、</p> <p>①「うつ病の妊産褥婦に対する医療・保健・福祉の連携・協働による支援体制（周産期G-Pネット）構築の推進に関する研究」</p> <p>②「うつ病の病態を反映する血中バイオマーカーの開発・実用化研究」</p> <p>③「高齢者うつ病の病態診断と治療評価のためのイメージングバイオマーカーの開発と実用化」</p> <p>④「DNAメチル化修飾に着目したうつ病のマーカー作成—双極、単極、治療抵抗性うつ病の識別を目指して—」</p> <p>⑤「PTSD及びうつ病等の環境要因等の分析及び介入手法の開発と向上に資する研究」</p> <p>⑥「うつ病の最適治療戦略を確立するための大規模多施設共同研究」を実施。</p> |
| (6) 既存資料の利活 用の推進 | 厚生労働省 (平成27年度ま で内閣府) | <p>○毎月、都道府県別及び市区町村別（自殺者の生前の住居地及び発見地）等の自殺統計データについて警察庁から提供を受け、「地域における自殺の基礎資料」を作成・公表を実施。(平成24年～28年度)</p> <p>○東日本大震災に関連する自殺者に係るデータについて警察庁から提供を受け、「東日本大震災関連特別集計」の公表を実施。(平成24年～28年度)</p> <p>○平成28年2月に警察庁から提供を受けた27年中の確定値データを基に、28年3月に「平成27年中における自殺の状況」を作成、警察庁と共同で公表を実施。(平成27年度)</p> <p>○平成27年2月に警察庁から提供を受けた26年中の確定値データを基に、27年3月に「平成26年中における自殺の状況」を作成、警察庁と共同で公表を実施。(平成26年度)</p> <p>○平成26年2月に警察庁から提供を受けた25年中の確定値データを基に、26年3月に「平成25年中における自殺の状況」を作成、警察庁と共同で公表を実施。(平成25年度)</p> <p>○平成25年2月に警察庁から提供を受けた24年中の確定値データを基に、25年3月に「平成24年中における自殺の状況」を作成、警察庁と共同で公表を実施。(平成24年度)</p> |

| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|--------------------------------|----------------------------|---|
| (6) 既存資料の利 用の推進 | 厚生労働省 | 自殺総合対策推進センター自殺実態・統計分析室において、自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供及び地域の自殺対策を支援する観点から、地域ごとの自殺統計の分析、自損行為による救急搬送に係るデータベース分析を実施。 |
| | 警察庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を速報値・暫定値として公表。（平成24年度～平成28年度） ○ 自殺統計原票データを内閣府へ提供。（平成24年度～平成27年度） ○ 自殺統計原票データを厚生労働省へ提供。（平成28年度） ○ 東日本大震災に関連する自殺者に係るデータを内閣府へ提供。（平成24年度～平成27年度） ○ 東日本大震災に関連する自殺者に係るデータを厚生労働省へ提供。（平成28年度） ○ 「平成27年中における自殺の状況」を内閣府と共同で公表（平成28年3月）。 ○ 「平成26年中における自殺の状況」を内閣府と共同で公表（平成27年3月）。 ○ 「平成25年中における自殺の状況」を内閣府と共同で公表（平成26年3月）。 ○ 「平成24年中における自殺の状況」を内閣府と共同で公表（平成25年3月）。 |
| 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組 | | |
| (1) 自殺予防週間と 自殺対策強化月間の 実施 | 厚生労働省 (平成27年度ま で内閣府) | <ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防週間（9月10日～16日）及び自殺対策強化月間（3月）において、①関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施の呼びかけを実施。②支援情報検索サイトによる相談会等の情報提供を実施。③新聞・インターネット・鉄道広告等の様々な媒体で啓発活動を実施。（平成24年度～27年度） ○平成24年度自殺対策強化月間（平成25年3月）において、ゲートキーパー養成研修用DVDについて、地域対応編・心得編（保健師編、訪問介護職員編、窓口職員・住民編、民生委員編、児童委員編）を追加作成し、WEBサイトに掲載（平成24年度） |
| (2) 児童生徒の自殺 予防に資する教育の 実施 | 内閣府（青少 年） 総務省 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年の適切なインターネット利用を促進するため、保護者向け及び事業者向け普及啓発資料を作成・公開。 ○ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、全国各地でフォーラムを開催。 <p>インターネットや携帯電話等の分野においては、ICTメディアリテラシーの育成を目的として開発したプログラム等を公開。 放送分野における青少年のメディアリテラシー向上を目的とした教材貸出しや、総務省Webサイトへの掲載等を実施。</p> |

| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|--------------------------------|-------|--|
| (2) 児童生徒の自殺 予防に資する教育の実 施 | 文部科学省 | <p>○ 生命を尊重することの大切さや、いじめの問題等に正面から向き合うような題材等を盛り込んだ「私たちの道徳」を全国の小・中学生に配布。(平成26年度～)</p> <p>○ 18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があることから、夏休み前から期間中、夏休み明けの時期にかけて①学校における早期発見・見守りに向けた取組、②保護者に対する家庭における見守りの依頼、③学校内外における集中的な見守り活動、④ネットパトロールの強化を実施するよう依頼。(平成28年7月8日)</p> <p>○ 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等を身につけさせるため、スクールカウンセラー等を活用した教育プログラムの実施を支援。</p> <p>○ 児童生徒の健全育成を目的として宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組を支援。</p> <p>○平成26年度から、インターネットを通じて行われるいじめ問題等に対応するため、問題となる書き込みを発見した場合、関係する学校等に情報提供を行う学校ネットパトロール事業を実施。</p> <p>○携帯電話等をめぐるトラブルや犯罪被害の事例、対処方法のアドバイスなどを盛り込んだ児童生徒向けの啓発資料を全国の小中高等学校等へ配布。(25年2月・137万部、26年2月・11万部、27年2月・144万)</p> |
| (2) 児童生徒の自殺 予防に資する教育の実 施 | 文部科学省 | <p>○有害環境から青少年を守るため、地域における推進体制の構築、フィルタリングの重要性やインターネット等の利用・危険性に関する普及啓発を推進した。(実施地域・40都道府県/24.8～)</p> <p>○学校における情報モラルに関する指導の一層の充実を図るため、児童生徒向けの動画教材、教員向けの手引書を作成・配布(平成25年度)。教材の追加・充実(平成27年度)。</p> <p>○情報モラルに関する保護者向けの啓発資料(動画教材、パンフレット等)を作成し、全国の教育委員会等へ配布(平成27年度)。</p> <p>○平成26年8月に開始した「子供のための情報モラル育成プロジェクト」の一環として、全国の都道府県・指定都市教育委員会を通じて、情報モラルに関する教育委員会や学校、地域の取組を取りまとめ、「情報モラル実践事例集」を作成(平成27年度)。</p> <p>○学校における情報モラル教育の充実を図るため、指導主事や教員を対象とした情報モラル教育指導者セミナーを全国10カ所で、教員や保護者を対象とした情報モラル教育推進フォーラムを全国2カ所で開催(平成28年度)</p> |

| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|------------------------------------|------------------------|--|
| (3) うつ病についての普及啓発の推進 | 厚生労働省 | <p>○精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催。</p> <p>○厚生労働省Web サイト内の「みんなのメンタルヘルス総合サイト」、「こころもメンテしよう」において、うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報、若者向けに心の不調への対処法等を紹介。</p> |
| (4) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 | 厚生労働省 (平成27年度まで内閣府) | 自殺予防週間（9月10日～16日）及び自殺対策強化月間（3月）において、インターネット等を活用した啓発活動を実施（平成24年度～27年度） |
| | 法務省 | 法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」及び「性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を啓発活動の強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施。 |
| | 厚生労働省 | 生きにくさ、暮らしにくさを抱える人からの相談を24時間365日無料で受け、具体的な問題解決につなげるための電話相談事業を補助事業として実施。 |
| | 内閣府（アルコール健康障害） | アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）においてフォーラムの開催等、自殺等の問題を含むアルコール関連問題について啓発を実施 |
| 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組 | | |
| (1) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 | 厚生労働省 | 精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施。 |
| (2) 教職員に対する普及啓発等の実施 | 文部科学省 | <p>○「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」について各種会議等を通じて教育委員会・学校等に周知。</p> <p>○各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭等の管理職を対象に、全国各ブロックで児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会を開催。</p> <p>○平成28年4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」の教職員向け周知資料を公表し、全国の教育委員会等に周知した。</p> <p>○大学等の教職員を対象に、現代の学生の状況、メンタルヘルスや自殺予防等をテーマにしたワークショップを開催するなど、普及啓発を進めている。</p> |

| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|-----------------------------|------------------------|---|
| (3) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上 | 厚生労働省 | <p>○自殺総合対策推進センターにおいて、地域自殺対策推進センターに関わる都道府県・市町村担当者の研修等を実施。また、若年者対策、未遂者対策等の重点課題の推進の観点から、各地の研修会に講師を派遣。</p> <p>○産業保健活動総合支援事業において、産業医等産業保健スタッフへの職場におけるメンタルヘルス対策等に係る専門的研修を実施</p> |
| (4) 介護支援専門員等に対する研修の実施 | 厚生労働省 | 介護支援専門員の資質向上を図るための研修事業を実施。 |
| (5) 民生委員・児童委員等への研修の実施 | 厚生労働省 | <p>各都道府県、政令指定都市、中核市が実施する、</p> <p>①単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を修得させるための研修</p> <p>②中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を修得させるための研修</p> <p>③新任の民生委員・児童委員に必要な基礎知識及び技術を修得させるための研修</p> <p>等を支援するための「民生委員・児童委員研修事業」を実施。</p> |
| (6) 連携調整を担う人材の養成の充実 | 厚生労働省 (平成27年度まで内閣府) | <p>○地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、専門家以外のゲートキーパー等の連携を促進するための関係者間の連携調整を担う人材を養成するため、自治体、関係団体、民間団体等の関係者を対象として、全国6ブロックで「自殺対策連携コーディネート研修」を開催（平成25年度）</p> <p>○地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、専門家以外のゲートキーパー等の連携を促進するための関係者間の連携調整を担う人材を養成するため、自治体、関係団体、民間団体等の関係者を対象として、全国6ブロックで「自殺対策連携官民連携協働ブロック会議」を開催（平成26年度）</p> <p>○地方公共団体が自殺の実態、地域の実情に応じた対策を企画、立案、実施できるようにするため、自殺対策を担当する地方自治体職員及び民間団体を対象として、全国2ブロックで「自殺対策人材養成研修」を開催（平成26年度）</p> <p>○地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、専門家以外のゲートキーパー等の連携を促進するための関係者間の連携調整を担う人材を養成するため、自治体、関係団体、民間団体等の関係者を対象として、全国2ブロックで「自殺対策連携官民連携協働ブロック会議」を開催（平成27年度）</p> <p>○地方公共団体が自殺の実態、地域の実情に応じた対策を企画、立案、実施できるようにするため、自殺対策を担当する地方自治体職員及び民間団体を対象として、全国2ブロックで「自殺対策人材養成研修」を開催（平成27年度）</p> |
| | 厚生労働省 | ○自殺総合対策推進センターにおいて、自殺対策の企画立案業務を担当する自治体担当者等を対象とした研修を実施。 |

| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|---------------------------|------------------------|--|
| (7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上 | 金融庁 | <p>○自治体の人材育成の支援のための研修に際して、心の問題・心のケアへの対応を含めた「多重債務者相談の手引き」の普及を図った。</p> <p>○平成25年1月以降、年に1回、金融サービス利用者相談室の相談員に対して、映像（内閣府作成（「こころのサインに気づいたら」）ゲートキーパー養成研修用DVD）を利用した研修を実施。</p> |
| | 消費者庁 | <p>○独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員に対し、多重債務問題に関する研修を実施。</p> <p>【研修開催数】 平成24年度：1回 平成25年度：1回 平成26年度：1回 平成27年度：2回 平成28年度：2回</p> <p>○「地方消費者行政推進交付金」等により地方公共団体が実施する取組への支援を実施。</p> |
| | 厚生労働省 | 厚生労働省職員研修において、メンタルヘルスに関する講習を実施。 |
| (8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 | 警察庁 | 都道府県警察において、警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族等への対応を実施。（平成24年度～平成28年度） |
| | 総務省 | 消防職員が遺族等に対して適切な対応を図れるよう、各消防学校等での教養訓練を通じて、消防職員の資質の向上に取り組んだ。 |
| (9) 研修資料の開発等 | 厚生労働省 | 自殺総合対策推進センターにおいて実施する各種研修のコンテンツを企画・開発。 |
| (10) 自殺対策従事者への心のケアの推進 | 厚生労働省 | 自殺総合対策推進センターが実施する各種研修において、自殺対策従事者の心のケアの推進に関する事項を盛り込んだ。 |
| (11) 様々な分野でのゲートキーパーの養成の促進 | 厚生労働省 (平成27年度まで内閣府) | <p>○自殺予防週間（9月10日～16日）及び自殺対策強化月間（3月）において、ゲートキーパーとしての役割が記載される団体等に対して、協力の呼びかけを実施した。（平成24年度～27年度）</p> <p>○平成24年度自殺対策強化月間（平成25年3月）において、ゲートキーパー養成研修用DVDについて、地域対応編・心得編（保健師編、訪問介護職員編、窓口職員・住民編、民生委員編、児童委員編）を追加作成し、WEBサイトに掲載（平成24年度）</p> |

| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|--------------------------|-------|---|
| 4 心の健康づくりを進める取組 | | |
| (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 | 厚生労働省 | <p>○職場のメンタルヘルスに関する様々な情報を提供し、職場のメンタルヘルス対策の促進を行うため、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を運営。労働者等からの相談対応として、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルスに関する相談や過重労働による健康障害に関する相談に対応するための電話相談「こころの耳電話相談」（旧こころほっとライン）及びメール相談「こころの耳メール相談」を実施</p> <p>○過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を作成した。これに基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止に関する対策に取り組んだ。</p> <p>○事業主に対して実効あるセクシュアルハラスメント対策を講じるよう、周知啓発、指導を実施。</p> |
| (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備 | 厚生労働省 | 自殺総合対策推進センターにおいて、自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした研修を実施するとともに、関係機関相互間における連携体制を推進。 |
| | 農林水産省 | <p>○山村地域の高齢者の生きがい発揮のため、特用林産物（森林から生産される産物のうち、木材以外のきのこ類、木炭、竹などの総称）の生産基盤の整備等の生産環境づくりへの支援を実施。（平成17年度～）</p> <p>○仮設住宅入居者等が利用できる農園において、農村高齢者による技術指導の下で被災者の農作業を通じた心身のケアを行う取組の支援を実施。（平成24年度）</p> <p>○高齢者の生きがい発揮のため、「農」を楽しめる暮らしづくりに必要な施設の整備等への支援を実施。（平成25年度～26年度）</p> <p>○都市における福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）の先進事例の創出と横展開の推進を実施。（平成27年度～）</p> <p>○農山漁村において、コミュニティの維持・再生及び地域の活性化を図るため、「農」を活用した医療・福祉の取組や、高齢者の生きがい発揮のため、地域住民活動支援促進施設の整備等の支援を実施。（平成28年度～）</p> <p>食と地域の交流促進対策交付金（平成23～24年度） 都市農村共生・対流総合対策交付金（平成25～27年度） 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（平成19～27年度）</p> |
| | 国土交通省 | <p>高齢者をはじめ、誰もが地域で集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いていける身近な都市公園の整備等を推進（平成24～28年度）</p> <p>都市公園等整備現況 26年度末 105,744箇所</p> |

| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|--------------------------|-------|---|
| (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備 | 文部科学省 | 平成25年度・26年度に「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」を実施し、過疎・高齢化が進む地域での世代間交流を通じた地域づくりや、地域で問題を抱える若者への居場所の提供を始めとした支援などに取り組むノウハウやプロセスを得られた。27年度以降は、得られたノウハウやプロセスを全国に周知し、普及を図っている。 |
| (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備 | 文部科学省 | <p>○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実する。 (スクールカウンセラー配置校実績) H24 : 17,621校、H25 : 20,310校、H26 : 22,013校、 H27 : 22,561校 (スクールソーシャルワーカー配置実績) H24 : 784人、H25 : 1,008人、H26 : 1,186人、H27 : 1,399人</p> <p>○養護教諭の資質向上のため、全国養護教諭研究大会、健康教育指導者養成研修等を開催。 ・全国養護教諭研究大会参加者数 24年度 : 山形県 約1,000名 25年度 : 山梨県 約900名 26年度 : 大分県 約1,100名 27年度 : 富山県 約900名 28年度 : 滋賀県 約1,100名</p> <p>○「心のケア対策推進事業」として、教職員向け指導参考資料を作成、配付するとともに養護教諭や臨床心理士等を対象にシンポジウムを開催。 ・心のケアシンポジウム 平成24年 : 宮城県 約250名 平成25年 : 東京都 約460名 平成26年 : 東京都 約370名 平成27年 : 東京都 約270名 ・指導参考資料「学校における子供の心のケア」(平成26年3月) 約37万8千部を印刷・配付</p> <p>○公立学校等における労働安全衛生法に基づく管理体制の整備状況を把握するため、「公立学校等における労働安全衛生管理体制に関する調査」を実施(平成24年9月、平成26年9月)。</p> |

| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|--------------------------------|-------|---|
| (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備 | 文部科学省 | <p>○労働安全衛生法に基づく体制の整備の趣旨を周知徹底し、整備状況を改善するため、上記調査の結果を通知（平成24年12月、平成27年1月）。</p> <p>○平成26年の労働安全衛生法改正により創設されたストレスチェック制度の内容及び同制度が平成27年12月から施行されることについて周知するため、通知を発出（平成27年5月）。</p> <p>○労働安全衛生管理体制の整備に関するリーフレットを作成し、市町村教育委員会等に配布（平成27年7月）。</p> <p>○ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、学校の規模に関わらず全ての学校でストレスチェックを実施するよう、都道府県・指定都市教育委員会に周知（平成28年3月）。</p> <p>○学校における労働安全衛生管理体制の整備について、都道府県・指定都市教育委員会の担当者会議にて周知（平成25年5月、平成26年5月、平成27年5月、平成28年5月）。</p> <p>○学校現場における業務の適正化に係る報告書において、学校における労働安全衛生管理体制の整備に係る国及び教育委員会の支援方策を示す（平成28年6月）。</p> |
| (4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 | 復興庁 | <p>○平成25年、被災者の健康面を中心とした影響等に対応するため、復興大臣を座長とするタスクフォースを立ち上げ、同年12月に「施策パッケージ」を策定。</p> <p>○平成26年8月に、「被災者の健康・生活支援に関する総合施策」、平成27年1月には「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定。</p> <p>○平成27年度に「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設し、被災者の見守りや心のケア等に関する自治体の取組を支援。</p> <p>○平成28年度には「被災者支援総合交付金」として拡充し、避難生活の長期化等に伴う被災者の心身のケア、コミュニティ形成や「心の復興」等への取組を支援。</p> |
| | 消費者庁 | <p>食品中の放射性物質に関する正確な理解の増進を図るため、関係府省、地方公共団体及び消費者団体等と連携し、食品と放射能に関する情報提供や消費者との意見交換会などのリスクコミュニケーションを実施。</p> |
| 5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組 | | |
| (1) 精神科医療を担う人材の養成など精神科医療体制の充実 | 厚生労働省 | <p>自殺総合対策推進センターにおいて、精神科医療を担う人材育成のための各種研修等を実施。</p> |

| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|--|----------------|---|
| (2) うつ病の受診率の向上 | 厚生労働省 | 精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施。 |
| (3) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上【再掲】 | — | |
| (4) 子どもの心の診療体制の整備の推進 | 厚生労働省 | 様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに、災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する「子どもの心の診療ネットワーク事業」を平成23年度から実施。平成27年度には19都府県において実施。 |
| (5) うつ病スクリーニングの実施 | 厚生労働省 | うつ病の懸念のある人の早期発見に資するよう、高齢者の介護予防や、社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備等、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進している。 |
| (6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進 | 内閣府（アルコール健康障害） | アルコール健康障害対策基本法に基づき、平成28年5月、アルコール健康障害対策推進基本計画を策定 |
| | 厚生労働省 | うつ病以外の精神疾患に適切に対応できるよう、精神医療および精神保健関係者等を対象に研修を実施。 |
| (7) 慢性疾患患者等に対する支援 | 厚生労働省 | 平成25年度まで看護職員資質向上推進事業の中堅看護職員実務研修のうち、専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業を実施した。平成26年度以降、地域医療介護総合確保基金を通じて、専門分野（がん・糖尿病）における実務研修等を行う都道府県に対して財政支援を行い、看護師の資質の向上を推進している。 |

6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組

| | | |
|--|------------------------|---|
| (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信 | 厚生労働省 (平成27年度まで内閣府) | <ul style="list-style-type: none"> ○「こころの健康相談統一ダイヤル」の運用（平成27年度に対象地域を全都道府県に拡大）（平成24年～27年度） ○地域自殺対策緊急強化基金を活用し、各地方公共団体の実情に応じた包括支援相談の実施等、地域における相談体制を充実（平成24年～26年度） ○地域自殺対策強化交付金を活用し、各地方公共団体の実情に応じた包括支援相談の実施等、地域における相談体制を充実（平成26年～27年度） |
| | 厚生労働省 | 生きにくさ、暮らしにくさを抱える人からの相談を24時間365日無料で受け、具体的な問題解決につなげるための電話相談事業を補助事業として実施 |

| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|--|-------|--|
| (2) 多重債務の相談 窓口の整備とセーフ ティネット融資の充実 | 金融庁 | 多重債務者相談強化キャンペーンを実施し、全国各地でメンタルヘルスを含む相談を受け付ける無料相談会等の取組を行った。 |
| | 消費者庁 | 「地方消費者行政推進交付金」等により地方公共団体が実施する取組への支援を実施 |
| | 厚生労働省 | 各都道府県社会福祉協議会において、生活福祉資金貸付制度を実施している。 |
| (3) 失業者等に対する 相談窓口の充実等 | 厚生労働省 | <p>○失業者に対して、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談など、早期再就職のための各種支援を実施し、特に心理的不安から、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等に対応。</p> <p>○ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションを全国に設置し、引き続き、</p> <p>①一人一人に応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、</p> <p>②就職後の定着・ステップアップ支援</p> <p>③職場体験等</p> <p>を行うことにより、ニート等の若者の職業的自立支援を実施。</p> <p>さらに、平成28年度は、地域若者サポートステーションにおいて、高校中退者等に対する支援を更に充実させるため、学校等関係機関と連携し、切れ目のない支援の強化に着手。</p> |
| (4) 経営者に対する 相談事業の実施等 | 経済産業省 | <p>○都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して、全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助。</p> <p>○自殺対策強化月間に先立ち、約500の中小企業関係機関・団体に対し、自殺対策強化月間の周知に対する協力要請を行うとともに、全国約8千人の商工会・商工会議所経営指導員による中小企業への巡回指導を始め、きめ細かい対応を図るよう中小企業関係機関・団体に要請。</p> <p>○47都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」、独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置された「中小企業再生支援全国本部」において、中小企業における事業の再生に関する相談から、保証債務の整理を含めた再生計画の策定支援まで対応。</p> <p>○平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、独立行政法人中小企業基盤整備機構・地域本部等に経営者保証に関する相談を受け付ける体制を整えるとともに、ガイドラインの利用を希望する方に専門家を派遣するなど、周知・普及を行っている。また政府系金融機関における本人保証・第三者保証を不要とする融資制度について、周知の徹底を行う。</p> <p>○「新創業融資制度」の着実な実施と広報に努めた。</p> |

| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|---------------------------|-------|--|
| (4) 経営者に対する 相談事業の実施等 | 経済産業省 | <p>○各都道府県に設置されている「下請かけこみ寺」（全国48か所）において、中小企業からの取引に関する各種相談に対応。</p> <p>○平成23年3月31日より新たに実施してきた「中小企業電話相談ナビダイヤル」を引きつづき実施。</p> <p>○中小企業庁のメールマガジンにおいて、「自殺対策強化月間」や自殺対策関係の相談窓口、中小企業の経営上の相談窓口の周知を実施。</p> |
| (5) 法的問題解決の ための情報提供の充実 | 法務省 | <p>○日本司法支援センター（法テラス）において、自殺の社会的要因に関わる相談窓口をより適切に紹介できるよう関係機関等への情報収集や連携の強化を図り、法テラス・サポートダイヤル（コールセンター）や地方事務所、Webサイトなどを通じ相談者への情報提供の充実に努めている。（平成24～28年度）</p> <p>○法テラスのWebサイト（スマホ版サイト等を含む）上に「自殺対策強化月間」の特設コーナーを設置し、法テラス・サポートダイヤルに寄せられた自殺要因となる可能性の高い法的トラブルに関するFAQ（よくある質問と答え）及び支援団体、相談窓口のリンク集を掲載し、自殺対策に関する情報や相談窓口を紹介している。（平成24～28年度）</p> <p>○自治体や弁護士会等の関係機関と連携・協力し、相談会を実施するなどして、経済的に余裕のない方のための無料法律相談や、弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助制度の周知に努めるとともに、法律相談実施後に受任・受託につなげるなどして問題の解決を図った。（平成24～28年度）</p> <p>○民事法律扶助の利用者の利便性の向上と利用促進のために、法テラスのWebサイト上に、民事法律扶助制度を利用するための資力基準を掲載している。さらに「要件確認体験ページ」で具体的に資力基準を満たすかどうか確認できるよう工夫をしている。（平成24～28年度）</p> |
| (5) 法的問題解決の ための情報提供の充実 | 法務省 | <p>○法テラス地方事務所において、自殺予防に関する研修会などに参加し、パンフレット、リーフレットを配布するなどして、法テラスの周知を図っている。（平成24～28年度）</p> <p>○法テラスのWebサイト上に、多重債務問題・労働問題等を抱えている方が自身の問題を認識し相談行動を起こせるよう、セルフチェックができる「法的トラブル診断シート」を掲載している。（平成24～28年度）</p> <p>○自治体等の関係機関を対象に業務説明会を行うとともに、広報誌やパンフレット、リーフレットを配布したほか、Webサイトを随時更新するなどして、法テラスの業務内容等について、周知徹底を図っている。（平成24～28年度）</p> |

| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|--------------------------|----------|---|
| (6) 危険な場所、薬品等の規制等 | 厚生労働省 | ○厚生労働省では、毒薬、劇薬は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）」で、毒物、劇物は「毒物及び劇物取締法」（昭和25年法律第303号）で、それぞれ不適切な使用につながる流通を防止するため、譲渡規制等を行っており、販売業者等に対し、引き続き規制の遵守の徹底を指導している。 |
| | 国土交通省 | ○ホームドア設置駅数 平成24年度末564駅→平成27年度末665駅 ○車両扉位置の相違やコスト低減等の課題に対応可能な新たなタイプのホームドアの技術開発の支援を実施 |
| | 警察庁 | 都道府県警察において、自殺のおそれのあがある行方不明者の発見活動に努めた。（平成24年度～平成28年度） |
| (7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進 | 内閣府（青少年） | ○ 青少年の適切なインターネット利用を促進するため、保護者向け及び事業者向け啓発資料を作成・公開。 ○ 青少年のインターネット利用環境実態調査等の各種調査を実施。 |
| | 総務省 | 引き続きモデル条項等の適切な運用を支援するとともに、違法・有害情報相談センターを設置・運営した。 |
| | 文部科学省 | ○平成26年度から、インターネットを通じて行われるいじめ問題等に対応するため、問題となる書き込みを発見した場合、関係する学校等に情報提供を行う学校ネットパトロール事業を実施。 ○携帯電話等をめぐるトラブルや犯罪被害の事例、対処方法のアドバイスなどを盛り込んだ児童生徒向けの啓発資料を全国の小中高等学校等へ配布。（25年2月・137万部、26年2月・11万部、27年2月・144万） ○有害環境から青少年を守るため、地域における推進体制の構築、フィルタリングの重要性やインターネット等の利用・危険性に関する普及啓発を推進した。（実施地域・40都道府県） |
| | 経済産業省 | ○青少年インターネット環境整備のための指導者及びその候補者や、地方自治体職員・教職員等を対象としてセミナーを行い、フィルタリングの仕組みと活用方法や青少年のインターネット利用実態等についての最新情報等の更新支援を行う。 ○新たなインターネット接続機器等の利用状況調査の実施。 ○携帯電話やパソコン等インターネット接続機器へのフィルタリングの導入を促進するため、全国の家電量販店や関係事業者と協力し、違法・有害情報対策キャンペーン等フィルタリングの普及啓発活動を実施。 |

| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|--------------------------|-------|---|
| (7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進 | 警察庁 | <p>○ インターネット・ホットラインセンターにおいて、インターネット上の自殺関連情報について、サイト管理者等へ削除依頼を実施。(平成24年度～平成27年度)</p> <p>○ 都道府県警察において、インターネット上の自殺関連情報について、サイト管理者等へ削除依頼を実施。(平成24年度～平成28年度)</p> |
| (8) インターネット上の自殺予告事案への対応等 | 総務省 | 引き続きモデル条項等の適切な運用を支援するとともに、違法・有害情報相談センターを設置・運営した。 |
| | 経済産業省 | <p>○ 青少年インターネット環境整備のための指導者及びその候補者や、地方自治体職員・教職員等を対象としてセミナーを行い、フィルタリングの仕組みと活用方法や青少年のインターネット利用実態等についての最新情報等の更新支援を行う。</p> <p>○ 新たなインターネット接続機器等の利用状況調査の実施。</p> <p>○ 携帯電話やパソコン等インターネット接続機器へのフィルタリングの導入を促進するため、全国の家電量販店や関係事業者と協力し、違法・有害情報対策キャンペーン等フィルタリングの普及啓発活動を実施。</p> |
| | 警察庁 | 都道府県警察において、インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予防措置を実施。(平成24年度～平成28年度) |
| (9) 介護者への支援の充実 | 厚生労働省 | <p>○ 短期入所生活介護や通所介護等に係る介護保険給付。</p> <p>○ 地域包括支援センターに携わる職員等を対象とした研修の実施。</p> <p>○ 介護教室・介護者相互の交流会開催について、地域支援事業の家族介護支援事業として経費の一部を負担。</p> |
| (10) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防 | 法務省 | <p>○ 以下の施策により、子どもたちがより相談しやすい体制を確立し、いじめをはじめとする子どもの人権問題の解決に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布(平成24～28年度)。 ・ 「インターネット人権相談受付窓口(子ども用)」を開設(平成24～28年度)。 ・ 専用相談電話「子どもの人権110番(フリーダイヤル)」を開設(平成24～28年度)。 ・ 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施(平成24～28年度)。 |

| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|--------------------------------|-------|---|
| (10) いじめを苦し した子どもの自殺の 予防 | 文部科学省 | <p>○いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、総合的ないじめ対策を進めるとともに、各種会議等を通じ、各教育委員会等の生徒指導担当者等に対し、法律や基本方針を周知。</p> <p>○いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた先進的な取組について調査研究を実施。</p> <p>○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費の補助をすることにより、学校における教育相談体制を充実。</p> <p>○ 24時間体制の電話相談を実施。（平成28年度からフリーダイヤル化）</p> |
| (11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実 | 内閣府 | <p>○性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う支援員を対象とした研修等を行う「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を実施（平成25～28年度）。</p> <p>○地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するため、性犯罪被害者等支援を実施する地方公共団体の様々な取組を実証的に調査研究する「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」を実施（平成26～28年度）。</p> |
| | 警察庁 | 地方公共団体等と協力して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を実施。（平成24年度～平成28年度） |
| | 警察庁 | <p>○ 被害者等に対する精神科医等による支援を実施。（平成24年度～平成28年度）</p> <p>○ カウンセリング専門職員等に対する専門的研修を実施。（平成24年度～平成28年度）</p> <p>○ 民間被害者支援団体に対する相談業務の委託を実施。（平成24年度～平成28年度）</p> <p>○ 民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託を実施。（平成25年度～平成28年度）</p> <p>○ 都道府県警察において、被害者の心情に配慮した事情聴取等を実施。（平成24年度～平成28年度）</p> <p>○ 協力が得られた医療機関において、警察への被害の届出を躊躇している性犯罪被害者の同意を得た上で医師等が証拠を採取する取組を試行実施（対象県：平成26年度5都道県、平成27年度5県追加、平成28年度4県追加）（平成26年度～平成28年度）</p> |

| 自殺総合対策大綱の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|-------------------------------|--------------------|--|
| (11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実 | 厚生労働省 | <p>○性暴力被害者の支援等を担う婦人相談所・婦人相談員の対応について質を担保するため、大綱に記載された事項等を盛り込んだ「婦人相談所ガイドライン」（平成26年3月）、「婦人相談員相談・支援指針」（平成27年3月）を策定した。また、前通常国会において成立した児童福祉法等改正法において、婦人相談員について、常勤職員の配置を可能とするとともに、婦人相談所と市町村などの連携の規定を新設した。</p> <p>○性犯罪・性暴力の被害者への支援については、平成28年2月に、各都道府県に対して、犯罪被害者支援団体等から性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設等について相談があった場合は医療関係団体等と連携しつつ対応するよう会議を通じて依頼を行ったほか、性犯罪・性暴力被害者の医療機関の選択に資するため、28年3月に医療機能情報提供制度の報告事項の告示改正を行い、病院等の管理者が都道府県知事に報告する事項に、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置していることを加え、都道府県知事は設置の報告があった場合には公表することとした。</p> |
| (12) 生活困窮者への支援の充実 | 厚生労働省 | 平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援制度により、福祉事務所設置する自治体が実施主体となり、複合的な課題を持つ生活困窮者に対して包括的な支援を実施している。 |
| (13) 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 | 厚生労働省 | 自殺総合対策推進センターにおいて、報道機関に対する世界保健機関の手引きを周知。 |
| | 厚生労働省（平成27年度まで内閣府） | <p>○内閣府WEBサイトに、世界保健機関の「自殺予防メディア関係者のための手引き」を掲載し、周知を実施（平成24年～27年度）</p> <p>○厚生労働省のWEBサイトに、世界保健機関の「自殺予防メディア関係者のための手引き」を掲載し、周知を実施（28年度）</p> |
| 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組 | | |
| (1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | 厚生労働省 | 自殺総合対策推進センターにおいて、救急医療施設の精神科医等のスタッフに対する研修に協力。 |
| (2) 家族等の身近な人の見守りに対する支援 | 厚生労働省 | 自殺対策総合推進センターにおいて、適切な支援手法に関する研修プログラムを実施。 |

| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|---------------------------|------------------------|---|
| 8 遺された人への支援を充実する取組 | | |
| (1) 遺族の自助グループ等の運営支援 | 厚生労働省 (平成27年度まで内閣府) | <p>○地域自殺対策緊急強化基金を通じて、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施（平成24年～26年度）</p> <p>○地域自殺対策強化交付金を通じて、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施（平成26年～28年度）</p> |
| | 厚生労働省 | 自殺総合対策推進センターにおいて、遺族等の深刻な心理的影響が緩和されるよう、自助グループ等の運営を支援する体制を整備。 |
| (2) 学校、職場での事後対応の促進 | 文部科学省 | <p>○児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針「平成22年児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議まとめ」、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針の基本的な考え方や留意事項を示した通知及び児童生徒の自殺の背景となった事実関係に関する一定事項の報告を要請した通知について、各種会議等で周知。</p> <p>○児童生徒の自殺の背景となった事実関係に関する報告の状況等を踏まえ、必要に応じ、教育委員会等への必要事項の周知等を実施。</p> |
| | 厚生労働省 | メンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」において、労働者の自殺予防マニュアル「職場における自殺の予防と対応」を普及 |
| (3) 遺族等のための情報提供の推進等 | 厚生労働省 (平成27年度まで内閣府) | <p>○地域自殺対策緊急強化基金を通じて地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等の作成等に対する支援を実施（平成24年～26年度）</p> <p>○地域自殺対策強化交付金を通じて地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等の作成等に対する支援を実施（平成26年～28年度）</p> <p>○遺族が不利益を被ることがないように、裁判等により示されている法律的な考え方や損害賠償等の現状等を把握し、その周知を図るために、「自死遺族が直面するいわゆる心理的瑕疵物件をめぐる空き室損害問題に関する判例等調査」を実施（平成26年度）</p> |
| (4) 遺児への支援【再掲】 | — | |
| 9 民間団体との連携を強化する取組 | | |
| (1) 民間団体の人材育成に対する支援 | 厚生労働省 (平成27年度まで内閣府) | <p>○地域自殺対策緊急強化基金を通じて民間団体の人材育成に対する支援を実施（平成24年～26年度）</p> <p>○地域自殺対策強化交付金を通じて民間団体の人材育成に対する支援を実施（平成26年～28年度）</p> |
| | 厚生労働省 | 自殺総合対策推進センターにおいて、国内外の情報収集、Webサイトを通じた情報提供を実施。また、自殺者の支援に関係する組織団体等への情報提供や研修への協力を実施。 |

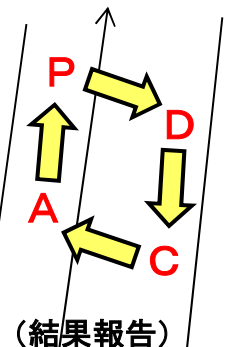
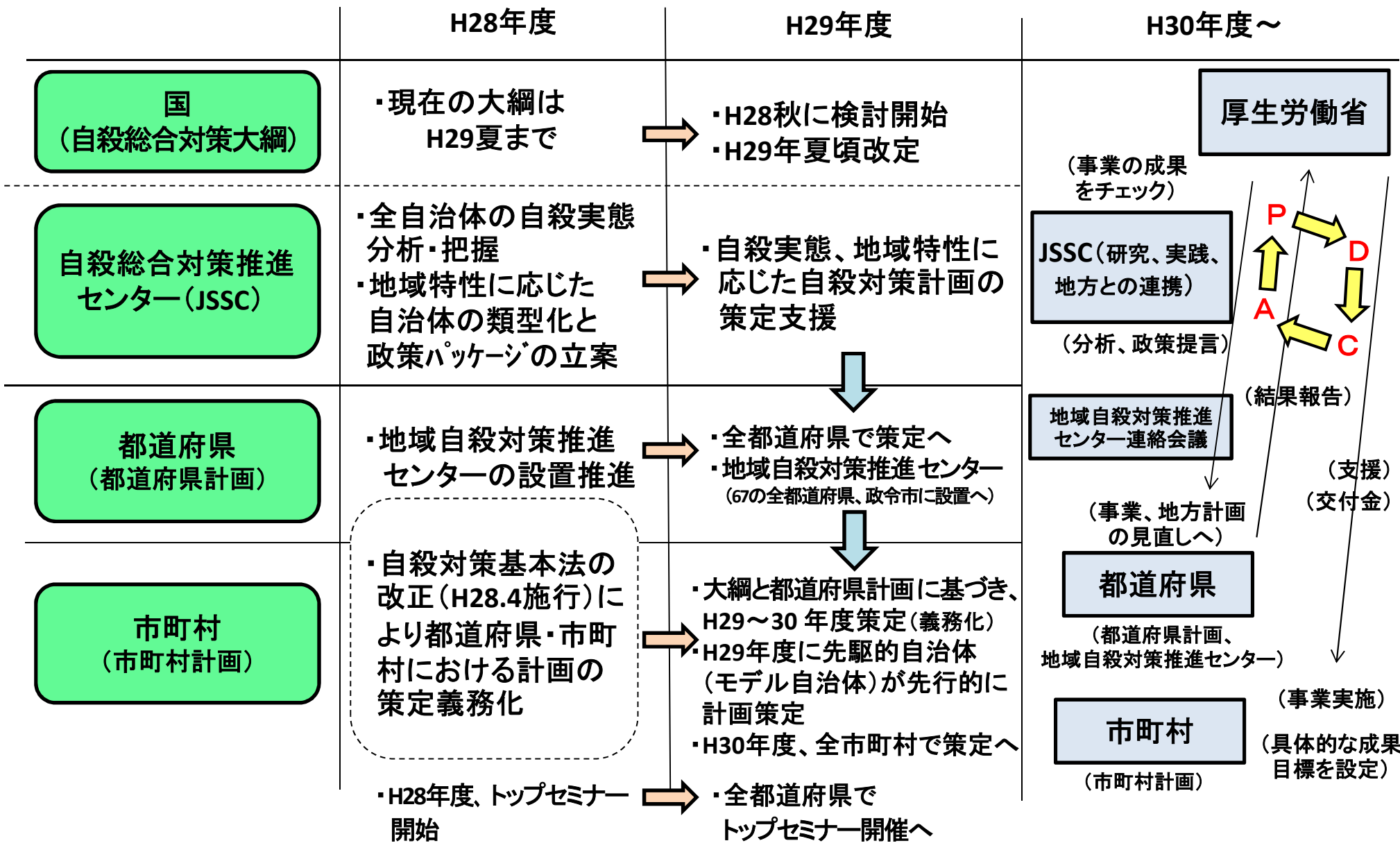
| 自殺総合対策大綱 の項目 | 担当省庁 | 平成24年8月末以降の取組状況 |
|---|----------------------------|---|
| (2) 地域における連 携体制の確立 | 厚生労働省 (平成27年度ま で内閣府) | <ul style="list-style-type: none"> ○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺緊急強化基金を活用した優れた取組を紹介（平成24年～27年度） ○「地域における自殺対策取組事例集」の作成・公表を実施（平成24年～27年度） ○自殺対策官民連携協働ブロック会議を開催し、地方公共団体及び民間団体における取組事例の紹介を実施（平成25年～27年度） |
| | 厚生労働省 | 自殺総合対策推進センターにおいて、地域における連携体制を強化するため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係者との有機的な連携が図られる体制の整備を支援。 |
| (3) 民間団体の電話 相談事業に対する支援 | 厚生労働省 (平成27年度ま で内閣府) | <ul style="list-style-type: none"> ○地域自殺対策緊急強化基金を通じて、民間団体の電話相談事業に対する支援を実施（平成24年～26年度） ○地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の電話相談事業に対する支援を実施（平成26年～28年度） |
| | 厚生労働省 | 自殺予防の電話相談事業を行う各種民間団体の活動に対して、助成を実施。 |
| (4) 民間団体の先駆 的・試行的取組や自殺 多発地域における取組 に対する支援 | 厚生労働省 (平成27年度ま で内閣府) | <ul style="list-style-type: none"> ○地域自殺対策緊急強化基金を通じて、地域における民間団体における先駆的・試行的取組みに対する支援を実施（平成24年～26年度） ○地域自殺対策強化交付金を通じて、地域における民間団体における先駆的・試行的取組みに対する支援を実施（平成26年～28年度） ○自殺対策官民連携協働ブロック会議において、民間団体からの取組事例の紹介を実施（平成25年～27年度） ○自殺多発地域における現状や地域で行われている様々な取組を把握し、自殺多発地域における自殺対策と国による支援の在り方を検討するため、「自殺多発地域（ハイリスク地）支援の在り方に関する調査」を実施（平成25年度） |
| | 厚生労働省 | 自殺防止対策の取組を行う民間団体に財政的支援を行う「自殺防止対策事業」を実施。 |

自殺対策の数値目標

平成28年までに、平成17年の自殺死亡率を20%以上減少させることを目標とする。

平成17年：24.2（人口動態統計） → 平成27年：18.5（人口動態統計（概数））

今後の自殺対策の流れについて



(支援)
(交付金)

(事業実施)
(具体的な成果目標を設定)

自殺対策のPDCAサイクルについて

- **自殺総合対策推進センター（JSSC）** は、PDCAサイクルの各段階に必要な「**アウトプット（＝働きかけ）**」を通じて、自殺対策を**実践・貢献**。

